

オリンピックが生み出す 「資本主義リアリズム」

——現代オリンピックと資本主義の諸相への一考察

市井 吉興

はじめに

- 1 新しい生活様式と2020東京オリンピック
——「新しさ」が、もたらしたものは
- 2 「資本主義批判」としてのオリンピック批判
——レンスキーとボイコフの近著を参照に
- 3 オリンピックが生み出す「資本主義リアリズム」
——2020東京オリンピックと新自由主義国家
まとめにかえて

はじめに

2021年4月25日より、第3回目の緊急事態宣言——対象地域は、東京、大阪、兵庫、京都——が発出された。今次の緊急事態宣言の焦点は、過去2回の宣言では、発出から解除までに1か月半から2か月半を要したが、5月11日までの2週間余りの短期間に、解除できる水準にまで感染を抑え込むことにある。

しかし、過去のデータによると、緊急事態宣言やまん延防止措置による「人流」の制限による感染状況の抑え込みが数値に反映されるまでに、約2週間程度の期間が必要とされてきた。それゆえに、今次の緊急事態宣言の発出は、「IOCバツハ会長の訪日のスケジュールと関連があるやに違いない」と、疑いのまなざしが向けられた⁽¹⁾。このような疑いに対し、バツハ会長自身が「緊急事態宣言はオリンピックには影響しない」と述べたことにより、かえって、緊急事態宣言の発出は、バツハ会長の訪日スケジュールやオリンピックとの関連を「証明」してしまった。

さらに、4月28日に開催された5者協議の冒頭において、バツハ会長は「日本の社会は連帯感をもってしなやかに対応している。大きな称賛をもっている。精神的な粘り強さ。へこたれない精

(1) バツハ会長は、2021年5月17日の広島市での聖火リレーに合わせて来日し、次の日に東京都内で菅総理大臣や組織委員会の橋本会長、東京都の小池知事らと面会する予定となっていた。

神をもっている。それは歴史が証明している。逆境を乗り越えてきている。五輪も乗り越えることが可能だ。献身的な努力で未曾有のチャレンジをしている」⁽²⁾と述べた。しかし、精神論や根性論と見紛うような会長の発言は、日本国民に素直に受け止められたというよりは、むしろ、日本国民の感情を逆なでしたのではないだろうか。

あたかも「日本人のプライドをくすぐる」かのようなバッハ会長の発言は、もう日本国民の心に響くことはないだろう。むしろ、このような発言が臆面もなく発せられる状況を問題とすべきではなかろうか。また、これ以上の忍耐がIOC会長から求められることの理不尽さをどう表現したらいいのであろうか。まさに、日本国民は、2020年4月7日に第1回目の緊急事態宣言の発出後、5月の大型連休に突入することと緊急事態宣言の解除のタイミングを計りながら検討され、提示された「新しい生活様式」のもとで、十分に、嫌というほど、耐えてきた。

このような事態を見越したわけではないのだが、拙稿において、スラヴォイ・ジジェク (Slavoj Žižek) の議論を援用し、2020東京オリンピックを強行しようとしたIOCの振舞いやオリンピックのあり方を『『アスリートファースト』を掲げながらも、コロナ禍のもと、開催を優先し、アスリートの生命を危険に曝そうとする『人間の顔をした野蛮』以外のなにものでもない』(市井2020c, 81)と懸念を表明した。残念ながら、拙稿で述べた懸念は現実と化し、さらに深刻なものになってしまった。

本稿の目的は、延期開催を決定した2020年3月から現在(2021年5月末)までのオリンピックとオリンピックをめぐる社会の諸相を「資本主義リアリズム (Capitalist Realism)」という言葉を手がかりに、理論的な分析を試みることにある。この言葉は、文芸批評家のマーク・フィッシャー (Mark Fisher) によって示されが、ひとまず、彼が意図するところを「閉塞し危機的な社会状況にありながらも、私たちが生きる社会は、資本主義以外の道はないという世界観」とまとめておきたい。しかし、フィッシャーは「資本主義リアリズム」に対する諦観を示したいのではない。むしろ、「資本主義リアリズム」という世界観が生み出されるプロセスの分析とその変革の糸口を探ろうとしている。

本稿はフィッシャーの議論を参考に、オリンピックが「資本主義リアリズム」を生み出し、強化していくプロセスの分析を試みたい。まず、延期開催決定後に提示された「新しい生活様式」が延期されたオリンピックを「完全な形」⁽³⁾で開催することに向けた「気分の醸成」に、どのように機能したのかを分析する。つぎに、COVID-19の感染状況が十分に改善されていないにもかかわらず

(2) デイリースポーツ「IOCバッハ会長『日本国民のへこたれない精神を称賛。五輪も乗り越える』5者協議」(https://www.daily.co.jp/general/2021/04/28/0014282331.shtml?fbclid=IwAR1E4ovH6QVLwg1IvOjRtWnl7p6EM7AvPjNWN31ZeFh5fjwo_Py9UqDYR-g, 最終閲覧日 2021年5月31日)。なお、このような発言がバッハ会長から発せられたのは今回が初めてではない。2021年1月27日に開催されたIOC理事会においても、同様の発言がなされた(朝日新聞「IOC会長『どうか辛抱して』日本国民に理解求める」<https://digital.asahi.com/articles/ASP1X1DBMP1WUHB1034.html>, 最終閲覧日 2021年5月31日)。

(3) 「完全な形」とは、安倍晋三首相(当時)が2020年3月23日の参議院予算委員会で提示した言葉で、その意味は「オリンピックの規模を縮小せず、かつ観客と一緒に感動を味わってもらおうこと」である(毎日新聞「安倍首相『オリンピック、完全な形困難なら延期判断も』参院予算委で」<https://mainichi.jp/articles/20200323/k00/00m/010/035000c>, 最終閲覧日 2021年5月31日)。

ず、オリンピック開催を強行しようとするIOC、そのようなIOCやステイクホルダーたちに対して、レンスキー(Helen Jefferson Lenskyj)とボイコフ(Jules Boykoff)がそれぞれの近著で示した批判を取り上げ、その要点と特徴を整理したい。さらに、先の分析をふまえ、オリンピックが生み出す「資本主義リアリズム」について、批判的な考察を試みたい。

1 新しい生活様式と2020東京オリンピック

——「新しさ」が、もたらしたものは

2020年2月からCOVID-19の拡大を防ぐために、世界の都市において「都市封鎖(ロックダウン)」が実施された。その最中、イタリアの都市封鎖のもと、「エビデミックの発明」と題されたジョルジオ・アガンベン(Giorgio Agamben)の論稿が発表されると、COVID-19の拡大を防ぐためなされた諸政策をめぐって、様々な議論がなされ、論争へと発展した。拙稿(市井2020c)でも述べたが、論争のきっかけは、アガンベンがCOVID-19を口実に、都市封鎖という例外状態のもとでの統治パラダイムを通常化していく生政治の危険性を批判しながらも、「生き延びるためには、人間らしい生活の条件——社会関係、仕事、友情、愛情——を犠牲にしてもかまわない」(アガンベン2020a, 20)と述べたことにあった⁽⁴⁾。

たしかに、アガンベンが強調した都市封鎖に見られた「例外状態(state of exception)の常態化」という視点は、オリンピック延期騒動の政治力学を分析するうえで、非常に有益なものである。たとえば、拙稿(市井2020a, 2020b)でも指摘したように、連日メディアで繰り返される罹患患者数や死者数の推移、感染拡大経路の分析、専門家会議の声明などは、人々をパニック状態に陥れるには十分であり、自粛要請は人々に積極的に受容された。さらに、人々は政府に緊急事態宣言の発令を可能とするリヴァイアサンの監視国家を希求するとともに、それに政府も応える姿勢を示し、日本政府は憲法を改正し、緊急事態条項を創設することを正当化しようとしている。それゆえに、このような一連の流れをふまえるならば、「新しい生活様式」とは、緊急事態宣言を解除し、延期されたオリンピックを「完全な形で」の開催に向けた「気分の醸成」のために提示されたのみならず、なしてもかまわないだろう。

さて、新しい生活様式であるが、これは、一人ひとりの基本的感染対策として、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗、④日常生活を営むうえでの基本的生活様式として「3密(密集、密接、密閉)」の回避、⑤日常生活の各場面別(買い物、娯楽・スポーツ等、公共交通機関の利用、食事、冠婚葬祭などの親族行事)の行動の見直し、⑥働き方の新しいスタイル(テレワーク、時差通勤、オンライン会議)といった、様々な実践例が提案された。その後も新しい生活様式は、たとえば食事時の会話を避ける「黙食」などの新たな実践例を生み出しながら、「誰もが出来る感染対策実践用例」という体裁で、人々の生活のなかに、浸透していった。しかも、ポストコロナまたはウィズコロナの社会を見越して、新しい生活様式が「新しい日常」や「ニュー・ノーマル」とし

(4) この点について、アガンベンは論争を機に反論をしていくなかで、主張を変化させている。つまり、パンデミック下の問題を「死者の権利」と「移動の権利」がないがしろにされている点にあると述べ、「剥き出しの生」、つまり、私たちが「ただ生きてるだけの存在」に置かれていることへの批判を展開している。

て、人々に受け入れられていったのである。

しかし、大塚英志は、新しい生活様式が示された直後、朝日新聞社とのインタビューで、この事態を「戦時下と重なる」と看破した⁽⁵⁾。さらに、大塚は『「暮らし」のファシズム——戦争は「新しい生活様式」の顔をしてやってきた』において、以下のように述べる。

「新しい生活様式」や「新しい日常」などと、日々の暮らしのあり方について為政者が「新しさ」を求め、社会全体がそれに積極的に従う様が、かつての戦時下を彷彿とさせるのだ（大塚 2021, 13。圏点は引用者による、以下同じ）。

まさに、大塚が「新しい生活様式」という言葉から嗅ぎとった戦時下とは、1940年、近衛文麿が第二次世界大戦への日本の参画を睨み、その準備のために発足させた「大政翼賛会」とそのもとで繰り広げられた「新体制運動」にほかならない（大塚 2021, 13）。

しかし、大政翼賛会発足以前より、近衛は1937年に第一次近衛内閣発足後に勃発した盧溝橋事件を機に、北支居留民保護のために派兵し、日中戦争へと戦禍を拡大させた。また、1938年4月には「国家総動員法」を制定し、同年11月に「東亜新秩序建設」を戦争目的と規定する声明（東亜新秩序声明）を発表し、戦時体制を整えていった（大門 2009）。しかも、戦時体制の整備の一環として、1938年4月に日本厚生協会を発足させ、余暇生活の健全化や健全娯楽の普及によって対応しようとしたレクリエーション運動でありつつも、心身鍛錬や体力の強化といった体位向上運動の性格を持ち、体育活動もその範疇に収められた（都築他 2011, 27）。

その一方で、日中戦争の拡大による物資や戦費の調達が困難に陥り、さらに軍部の反対もあり、1938年7月に、史上初めて欧米以外で、しかもアジアで実施されるオリンピック、さらに神武天皇即位に始まる紀元二千六百年記念行事の一環として準備が進められていた1940年開催予定の東京オリンピックは返上された（坂上・高岡編 2009）⁽⁶⁾。しかし、オリンピックは返上されても、来るべき戦争に向けた戦時体制構築の一環としての「新体制運動」のもとで、国民生活の刷新が止まることはなかった。「幻の東京オリンピック」から80年を経て「新しい生活様式」が提示された2020年5月以来、延期されたオリンピックを「完全な形で」開催するために、国民生活の刷新が進められてきた。

たしかに、オリンピックを中止にするか否かという違いはあるにせよ、戦時下と現在において「新しさ」が国民にもたらしたことの共通性とは、ミッシェル・フーコー（Michel Foucault）が展開した「生政治（Bio Politics）」や「生権力（biopower）」となろう。なぜなら、戦時体制下であ

(5) 大塚英志「感染拡大せず「日本スゴイ」……80年前と重なる嫌な流れ」（朝日新聞 <https://digital.asahi.com/articles/ASN6N54S3N6HUPQJ006.html>, 最終閲覧日 2021年5月31日）また、新たな生活様式を大政翼賛会の新生活運動との関連に注目し、大政翼賛会文化部が1942年に発表した『新生活と住まひ方』の示唆に富んだ考察として、竹内孝治の「1942年の『新しい生活様式』——大政翼賛会文化部編『新生活と住まひ方』を読む」（https://note.com/take_housing/n/nf5dfb874a284, 最終閲覧日 2021年5月31日）がある。

(6) もちろん、1940年の東京オリンピックの返上は、日本政府の最終判断によるものであった。しかし、1931年の満州事変を機に中国大陸で戦禍を拡大させ、傀儡国家「満州国」を建国した日本政府への批判として、東京オリンピックの開催中止を求める多くの声がIOCに届けられていた（坂上・高岡編 2009）。

れ、COVID-19のもとであれ、国民に要求された新たな生活とは、生活の規律化という「生そのものの管理」にはかならないからである。

このようなフーコーの生政治や生権力という視点から新しい生活様式を把握しようという試みは、先に紹介したアガンベンの発言がきっかけとなった論争にも言及しながら、新しい生活様式が提示された直後から取り組まれてきた(大澤・國分 2020, 美馬 2020, 仲正 2020)。大澤真幸に限らず、新しい生活様式が「Stay Home」や他者との身体的な接触を避けることを要請することは、人々を孤立させるだけでなく、そのような暮らしが出来る者と出来ない者とを分断することを指摘する⁽⁷⁾。この点について、大澤は新しい生活様式のもとでの安心、安全な生活を成立させるには、宅配業者、スーパーの店員、公共交通機関の労働者、介護関係の労働者、医療関係の労働者という、デヴィッド・ハーヴェイ(David Harvey)が言うところの「新しい労働者階級(New Working Class)」の存在が欠かせないことを指摘する(大澤・國分 2020)。

たしかに、これらの労働者は「エッセンシャル・ワーカー(Essential Worker)」として称賛された(Graeber 2019 = 2020)。しかし、残念ながら、エッセンシャル・ワーカーたちが新しい生活様式のもとで、経済的にも、精神的にも、身体的にも、ゆとりのある生活が出来ているとは言い難い。なぜなら、彼らはCOVID-19の感染拡大により、常に感染のリスクが高い最前線で働かざるをえず、今でこそ「エッセンシャル・ワーカー」と称賛されてはいても、常に慢性的な人手不足にあえぎ、決して良いとは言えない賃金、待遇を強いられてきたからである。

たしかに、新しい生活様式には、人間の生命や暮らしを守るのに欠かせない仕事に従事するエッセンシャル・ワーカーの存在が欠かせない。その一方で、COVID-19の感染拡大のもとで、繰り返される都市封鎖、緊急事態宣言によって懸念される経済活動の停滞に対して、企業は新たな資本蓄積のパターンの構築が迫られた。実際、多くの企業は古典的な方法として、賃金、処遇、待遇のカット、さらには解雇で対応するしかなく、現在でも多くの労働者が苦しめられている⁽⁸⁾。しかし、新しい生活様式のもとでの新たな資本蓄積のパターンとして、大澤はショシャナ・ズボフ(Shoshana Zuboff)の「監視資本主義(Surveillance Capitalism)」に注目する。それでは、ズボフが指摘する監視資本主義の要点を整理したい⁽⁹⁾。

これまでの監視に関する議論は、国家が主体となる監視が問題視され、今次のCOVID-19の感染拡大の抑え込みにおいても、情報技術の高度化と国家による監視体制の強化が、先のアガンベンの指摘にあった「例外状態」とともに懸念されてきた。しかし、国家による監視体制の強化とは今次のCOVID-19を機に進められたものではなく、デヴィッド・ライアン(David Lyon)が指摘するように、2001年9月11日に発生した同時多発テロ後の「セキュリティ(安心、安全)」の名の

(7) 仲正昌樹は「同居する人間の距離を十分に保てる清潔な『ホーム』を持ってない人」(仲正 2020, 169)という指摘をするが、そこにはホームレス、各種施設の入居者(たとえば、福祉介護施設、刑務所、留置所、最近、収容者の死亡が問題となった入国管理施設など)が含まれよう。

(8) 第1回目の緊急事態宣言から1年後の2021年4月段階でのCOVID-19の感染拡大の影響による解雇・雇止め(見込みを含む)が、累計10万人、企業の経営破綻は1,300件を超えたと報じられた(時事通信社「解雇10万人、破綻1300社 収束見えず影響深刻化——コロナ禍」(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021040801094&g=eco>, 最終閲覧日2021年5月31日)。

(9) ズボフの著書の要点を整理するにあたり、大澤・國分(2020)と勝保(2020)を参照した。

もとで急速に進められ、そのシステムの構築を市民が積極的に期待し、求めた（ライアン 2004）。さらに、監視社会化は、情報機器・端末の広範な普及、情報インフラの整備、情報教育の展開により、市民がインターネット、SNSを積極的な消費活動、表現活動、市民運動の場として活用していくことと並行して進められたことも、忘れてはならない。

このような監視社会化を前提にして、ズボフは監視資本主義という概念を提示するのだが、ポイントとなることは、まず、監視の主体が国家ではなく、私企業（監視資本）——ズボフの考察対象はGoogle, Facebook, Microsoft——であるということである。ズボフが提示する監視資本主義とは、監視資本＝企業は人間を利益＝剰余価値を得る「自然資源」と同値として扱うことにある。つまり、カール・マルクス（Karl Marx）を引用するまでもなく、かつて資本は自然資源から剰余価値を得たのと同じように、監視資本は人間の活動や体験の痕跡としての「個人情報」から剰余価値を得ているのである。また、先にも述べた古典的な方法としてなされた資本蓄積のパターンは、賃労働を基盤にしてなされたものであるが、ズボフによると監視資本主義は剰余価値が発生する場所を賃労働ではなく、「行動的な余剰（Behavioral Surplus）」に見出している。

さて、「行動的な余剰」であるが、これは端的に言ってしまうと「個人情報」にほかならない。普段、私たちはネットサーフィンをしたり、買物をしたり、動画を見たりしてインターネットを活用し、情報や商品などの必要なものを入手し、楽しみを享受している。しかし、大澤がズボフの主張を的確にまとめているように、企業（監視資本）は私たちがインターネット上で得た情報や商品の価値以上に高い価値を持つ私たちの個人情報を集約し、それを新たな利益（剰余価値）を産出する基盤としているのである（大澤・國分 2020, 31）。たしかに、このような構図は、たとえば「ターゲット広告」として、すでに実践されており、ズボフの議論に新奇性を見出すことは、難しいと思われるかもしれない。しかし、大澤が以下に示した「監視資本主義の逆説」は、今次のCOVID-19の感染拡大のもと提示された新しい生活様式の問題点を端的に示しているのではないだろうか。

私たちが自分が最も自由だと思っているまさにそのとき、客観的には私たちの自由が最も奪われている、という事実のうちにある。私たちは、普通、自由が奪われているとき、被拘束感や被抑圧感を得る。ところが、監視資本主義の下ではそうではない。自由の（主観的な）行使と自由の（客観的な）剝奪とが合致しているのだ（大澤・國分 2020, 31）。

先にも述べたように、新しい生活様式は「誰もが出来る感染対策実践用例」という体裁で、人々の生活のなかに、浸透していった。同時に、その実践用例を楽しく実践する様子や「Stay Home」を楽しく充実させる様々な試みが、インターネット、SNSでも、次から次に紹介された。このような営みこそが、監視資本主義のターゲットにほかならず、剰余価値を産出するために個人情報が集積されるとともに、エッセンシャル・ワーカーを含む労働者の賃金、処遇、待遇がカットされ、剰余価値が創出され、資本蓄積が進められる。まさに、「『新しい生活様式』の常態化はディストピ

アだ」(大澤・國分 2020, 32)という大澤の指摘は正鵠を得ていると言わざるをえない⁽¹⁰⁾。

たしかに、ズボフの監視資本主義は私企業を主体としているが、従来型の監視の主体である国家の存在が完全に後退したということではない。もちろん、2021年のオリンピック開催に向けて進められるCOVID-19対策は、国民監視と治安維持との結びつきを強化している。この点は、次節で紹介するボイコフによるオリンピック分析の独自のパースペクティブである「祝賀便乗型資本主義(Celebration Capitalism)」において、警察や軍の強化とセキュリティ産業の成長が指摘されてきた⁽¹¹⁾。まさに、新しい生活様式とは「誰もが出来る感染対策実践用例」を超え、その「新しさ」という言葉で、監視社会の伝統的な主体(国家)と新たな主体(私企業)を結びつけ、新たな資本蓄積のパターンとして「監視資本主義」を誕生させたのである。しかも、その結びつきがCOVID-19の感染拡大のもとでより強固なものとなり、新たな生活様式が求める生活が出来る者と出来ない者との格差と分断をもたらした。また、この点をふまえるならば、新しい生活様式の継続を求める緊急事態宣言下において開催されるオリンピックは、さらなる格差と分断の加速化に加担することになろう。それでは、次節において、延期された2020東京オリンピックがもたらす諸問題を検討していく視座を獲得するために、レンスキーとボイコフの近著における論点の整理を試みたい。

2 「資本主義批判」としてのオリンピック批判

——レンスキーとボイコフの近著を参照に⁽¹²⁾

過去に、戦争を理由に開催中止となったことはあったものの、平時にオリンピックが延期になるという、オリンピック史上、初めての決定から1年後の2021年3月から4月にかけて、批判的なオリンピック研究を牽引してきたレンスキーとボイコフの最新刊の日本語版(翻訳)が相次いで出版された⁽¹³⁾。しかも、それぞれの訳書の監訳者たちは、2020東京オリンピックに限らず、オリンピックをはじめとするメガ・スポーツイベントが持つ政治性に対して、批判的な考察を繰り返して

(10) 大澤はズボフが指摘した監視資本主義への対抗策として「モニタリング民主主義」を提案する。簡潔に述べると、モニタリング民主主義とは、市民が政治権力の動きを不断にモニターすることであるが、大澤が構想しているのはそのIT版、つまり、個人情報のデータベースの不正収集と利用に対し、市民がそれを発見し、阻止することである。モニタリング民主主義について、今後検討の余地があると大澤は述べているが、拙稿(市井2003)で言及したアンソニー・ギデンズ(Anthony Giddens)の「モダニティの矛盾」や「再帰的モニタリング」という概念が検討の手がかりになるかと思われる。

(11) ヴィダ・バジュック(Vida Bajc)が編者となり、オリンピックと監視体制の構築と強化に関する通史的な分析をした研究が発表されている(Bajc ed. 2015)。バジュックらの著作は、1964年に開催の東京オリンピックから分析を開始するが、1964東京オリンピックと関連した監視・治安体制構築への問題提起は、自衛隊のあり方も含め、オリンピック開催前に日高・佐藤らによって指摘がなされていた(日高・佐藤編1964)。

(12) 本節は、拙稿(市井2020b)での議論の一部を加筆修正し、用いている。

(13) まず、レンスキーの『オリンピックという名の虚構——政治・教育・ジェンダーの視点から』が3月末に、つぎに、ボイコフの『オリンピック 反対する側の論理——東京・パリ・ロスをつなぐ世界の反対運動』が4月末に刊行された。なお、ボイコフの日本語には「補章：反オリンピックの国際連帯」が設けられ、ボイコフ来日時のインタビューや監訳者の論稿が集録されている。

きた（井谷 2018, 2021；小笠原・山本編 2016；天野・鶴飼編 2019）⁽¹⁴⁾。それゆえに、COVID-19の感染拡大が収束する気配すらないまま、第2回目の緊急事態宣言の解除が聖火リレーの開始に合わせたかのような印象を与えるなか、時宜を得たレンスキーとボイコフのオリンピック批判書の出版は、2020 東京オリンピックの何を問題として把握すべきかを私たちに提示している。

結論を先取りしてしまうことになるが、彼らのオリンピック批判は資本主義への批判となっていることに、その特徴があると述べておきたい。なぜなら、彼らがオリンピックの歴史を振り返ったとき、1896年に開催された第1回アテネ大会以来、オリンピックは資本主義の拡張とその矛盾を反映してきたという見解が示されているからである（Lenskyj 2000, 2008, 2020 = 2021；Boykoff 2014a, 2016 = 2018）。たしかに、資本主義の拡張は、それに携わる者たちによって、自由で平等な市場の成立とその拡大と「理念的」に語られてきた。しかし、実態としては、資本主義の拡張のプロセスには暴力的で差別的な構造が温存され、しかも、レンスキーの言葉を借りるならば、「オリンピック産業（Olympic Industry）」がその構造を「スポーツ例外主義」の名のもとに補完してきたのである。レンスキーによると、「オリンピック産業」とは、スポンサー、企業、メディアの権利保有者、開発業者、不動産所有者、ホテルやリゾートの所有者などが含まれており、スポーツはその氷山の一角でしかない（Lenskyj 2020 = 2021, 6）。とはいえ、オリンピック産業の氷山の一角でしかないスポーツとは言いながらも、スポーツが不平等なジェンダー秩序を構成するうえで果たした多大な役割をレンスキーは見逃すことなく、ラディカルな批判を展開してきた（Lenskyj 2016；2020 = 2021）。

もちろん、このような構造にスポーツやオリンピック産業が関連していることを暴き出したのは、レンスキーやボイコフが初めてではない。ただ、それぞれの新刊本に記されたレンスキーやボイコフの資本主義批判としてのオリンピック批判の特徴は、近代オリンピックの歴史的展開をふまえながらも、東西冷戦構造の終結以降の現代オリンピックを詳細に分析し、その矛盾を明らかにしていることにある。つまり、東西冷戦構造が崩壊し、さらに旧ソビエトや東ヨーロッパの旧社会主義国が解体し、フランシス・フクヤマが述べた「歴史の終わり」、つまり、歴史がリベラルな資本主義においてその頂点に達したという「認識」のもと、残された社会主義国を含めたポスト冷戦の世界を再編するなかで、オリンピック産業が新たな市場を求めて展開し、そこで生じる諸問題や矛盾を彼らは探究したのである。それゆえに、COVID-19の感染拡大という世界的な難局が収束しなくとも、オリンピック開催を強行しようとする背景を把握し、炙り出す力が、彼らの理論的なパースペクティブには備わっている。なかでも、ボイコフが2014年に出版した『祝賀便乗型資本主義とオリンピック』という著書で示し、タイトルにも記された「祝賀便乗型資本主義（Celebration Capitalism）」という概念は、いまや批判的なオリンピック研究の基本となるパースペクティブとなっている。それでは、以下で、ボイコフの祝賀便乗型資本主義の要点を整理しておきたい。

ボイコフは祝賀便乗型資本主義の特徴を以下の6点に整理している（Boykoff 2014a, 11-19；

(14) 2020年7月にボイコフが来日した際、監訳者のなかには、オリンピックに反対するイベントにボイコフとともに参加した者もいる。前節で述べたように、延期決定以降、「完全な実施」を目指す日本政府、東京オリパラ組織委員会、IOCの権威主義的な振舞いや判断を明確にしない危機感が、2020年に出版された2つの原著書の翻訳を急がせたことは想像に難くない。

2016 = 2018, 195-202)。第1に、統治機構が法を超越して決定権限を行使する「例外状態」を創出するという点である。第2に、「公民連携 (PPP: Public Private Partnership)」のもと、民間の営利活動のリスクを官が負担する構造を作り出すという点である。第3に、洗練されたマーケティング手法の効果的な宣伝による祝祭的な商業主義という点である。第4に、セキュリティ産業の成長という点である。第5に、IOCや招致委員会や各国のオリンピック委員会は、環境と社会との持続可能性を強調する。しかし、すでにこのような試みは、資本による搾取の隠れ蓑となっている。第6に、マスメディアが作り出す政治経済的な一大スペクタクルという点である。それでは、以下でボイコフの祝賀便乗型資本主義という理論的なパースペクティブから見えてくるオリンピックの問題を確認しておこう。

まず、オリンピックでは「公民連携」というロジックを用いながら、民間が負担するはずだった費用を公共が肩代わりする事態が生じる。これによって公共部門が大きな負債を抱えることになるため、大会後には競技施設や選手村を民営化する方向に圧力が働く。また財政難を抱えた国や自治体は、大会後に社会サービスへの支出を引き締めることになる。結果として、祝賀便乗型資本主義は開催都市の緊縮財政と民営化の推進という、新自由主義的な制度変更に貢献することになる。ボイコフの議論の焦点は、祝賀便乗型資本主義が創り出す「惨事」を、ナオミ・クライン (Naomi Klein) が指摘する「惨事便乗型資本主義 (Disaster Capitalism)」(Klein 2007 = 2011) が利用する構図——場合によっては、その反対の構図もありうる——に向けられている。つまり、惨事便乗型資本主義と祝賀便乗型資本主義は相次いで登場し、あたかも、私たちは「ワン・ツー・パンチ」を打ち込まれる構図に巻き込まれるのである (Boykoff 2014a, 6)⁽¹⁵⁾。

それゆえに、ボイコフはオリンピックが市民に放たれる「ワン・ツー・パンチ」への抵抗を試みるユニークなスタイルを持つ様々な反オリンピック運動の分析にも力点を置いてきた (Boykoff 2014b, 2020 = 2021)。ボイコフの日本版の監訳者を務めた井谷聡子は「ジュールズ・ボイコフと批判的オリンピック研究」において、ボイコフを含めたオリンピック研究のトレンドの変化を整理している (井谷 2021, 234-239)。井谷によると、オリンピック研究は元オリンピック選手も含めた元選手による「オリンピック賛歌」がメインストリームとなっていたが、1984年に開催されたロサンゼルスオリンピックを契機としたオリンピックの商業化を機に、オリンピックへの疑問や批判がスポーツジャーナリスト、開催都市に暮らす活動家によって、告発されるようになっていった。

しかし、アカデミズムでのオリンピック研究は、先のようなトレンドの変化に対応したものは少なく、レンスキーやジェニファー・ハーグリーブス (Jennifer Hargreaves) のように、ジェンダーとセクシュアリティの視点からオリンピックのイデオロギーや実践を批判した研究 (Hargreaves 1994)⁽¹⁶⁾、アラン・トムリンソン (Alan Tomlinson) などによるスペクタクルとしてのオリンピッ

(15) ボイコフが指摘した「ワン・ツー・パンチ」、つまり、祝賀便乗型資本主義が創り出す「惨事」を、惨事便乗型資本主義が利用する構図——場合によっては、その反対の構図もありうる——を2011年3月11日に発生した東日本大震災と2020東京オリンピックの関係の分析に応用したものとして、天野・鶴飼編 (2019)、拙稿 (Ichii 2019; 市井 2020a, 2020b, 2020c) などがある。

(16) この著書の一部 (Chapter 9: Olympic women: a struggle for recognition) は、岡尾恵一によって訳され、刊行されている (岡尾恵一訳「オリンピックにおける女性承認に向けた闘い (1)・(2)」『立命館教育科学研究』1996年第8号・1997年第9号)。

クとそのイデオロギーを批判した研究 (Tomlinson and Whannel eds 1984 = 1984) に留まっていた。しかし、オリンピック研究がトレンドを変化させるのが、2010年代に入ってからと井谷は指摘する。先に紹介したオリンピックへの批判的研究に呼応した若手研究者たちは、オリンピックの経済問題だけでなく、自然破壊やホームレスの排除、開催都市に暮らすセックスワーカーの経験や先住民の権利と暮らしへの影響など、オリンピックを取り巻く様々な問題へとアプローチしていった。

まさに、井谷が整理した批判的なオリンピック研究のなかにボイコフの研究が位置づけられるのだが、さらに井谷は他の研究者と一線を画すボイコフの視点を「彼自身とオリンピックとの関係性に対する内省的な思考と、周縁化されてきたオリンピックに抵抗する人々の声に耳を傾ける姿勢」(井谷 2021, 236) と指摘する。このような視点は、最新刊においても遺憾なく発揮され、2028年の夏季オリンピック大会を控えたロサンゼルスで若者を中心に立ち上げられたノーリンピックス LA (Nolympics La) の活動の分析は、非常に興味深い。

なかでも、ノーリンピックス LA の活動は、アメリカ国内における左派的な社会運動団体——主にアメリカ民主社会主義者 (DSA : Democratic Socialists in America, 以下「DSA」と称す) のロサンゼルス支部 (以下「DSA-LA」と称す) ——との連携を取っていることを特徴としている。つまり、反オリンピック運動が単なるオリンピックへの批判に留まらず、ロサンゼルスが抱えている多くの社会問題——住宅問題、ホームレス、軍事化 (治安維持の強化)、滞在許可証を持たない人々の強制退去など——がオリンピックによって、さらに悪化させられることへの危機感を DSA-LA と共有し、運動を展開している。

また、ノーリンピックス LA と DSA-LA との共闘を可能にしているのが、DSA の政治闘争の指針である「民主社会主義」である。簡潔に要点を示すならば、民主社会主義とは革命によって一刀両断に社会を変革するのではなく、急進的な民主主義の実験を通して社会主義を実現することを目指すことにある。ただ、このような考え方には、「社会民主主義」との類似性が指摘されよう。それゆえに、民主社会主義を理解するためにも、民主社会主義と社会民主主義との差異を2点に絞って示したい⁽¹⁷⁾。

まず、社会民主主義と民主社会主義には一致点があるのだが、それはマルクス・レーニン主義の「暴力革命」や「一党独裁」を拒絶して「議会制民主主義」を支持することにある。その一方で、社会民主主義がマルクス主義的な政治思想を内包するものであるのに対して、民主社会主義はマルクス主義的な考えを放棄するものであり、この点が両者を分ける相違点となる。ただし、両者の一致点と相違点は、先にも述べたように東西冷戦構造崩壊後のポスト冷戦の世界を再編するなかで、既成左翼政党の政治闘争方針や政治的な実践が再検討されたことと、資本主義がグローバルな展開をするなかで顕在化する資本主義の暴力性に対する様々な対抗運動の闘争方針の作られ方とも関連している。

また、ボイコフがインタビューをした DSA-LA の上部組織である DSA を中心に見ると、アメリカの民主党と共和党による強固な二大政党制というアメリカの政治システムのもとで、DSA が「第

(17) 説明にあたり、田口富久治『政治学の基礎知識』(青木書店、1990年)、猪口孝他編『縮刷版 政治学事典』(弘文堂、2004年)、小澤卓也・田中聡・水野博子編『教養のための現代史入門』(ミネルヴァ書房、2015年)を参照した。

三党／第三極」としてそこに入り込むには困難があり、それゆえに他党——アメリカでは民主党しか共闘相手にならないだろうが——との連携を考えざるをえない。このような状況をふまえたとき、DSA が政治闘争方針として「民主社会主義」を選択することは、想定することが出来よう。ただ、ボイコフがノーリンピックス LA や DSA-LA の関係者とのインタビューを通じて様々な取り組みを紹介しているが、彼らが目指す民主社会主義とは、エリック・オリン・ライト (Eric Olin Wright) が示唆する「多様な形での参加型の計画づくり、公的企業、協同組合、民主的に規制された私企業、市場、およびその他の制度的形態を合わせたもの」(Boykoff 2020 = 2021, 34) となるろう。

このような DSA の民主社会主義のビジョンのもと、DSA-LA とノーリンピックス LA が反オリンピック運動を展開するうえで、ボイコフの祝賀便乗型資本主義というパースペクティブは鍵となるろう。また、ボイコフは近年のオリンピックを「オリンピックの新自由主義化」と位置づけようとする研究を是正するために、祝賀便乗型資本主義という概念を設定したと述べていることは、興味深い (Boykoff 2020 = 2021, 34)。たしかに、一見すると、このような「告白」は、クラインの惨事便乗型資本主義をモチーフにした祝賀便乗型資本主義という概念に「期待」した人々を落胆させるかもしれない。しかし、この点について、ボイコフの主張を整理し、彼の意図を明確にしておく必要があるろう。

ボイコフによると、オリンピックとは IOC によって開催都市に対して一方的に押しつけられる規則や規制からなる緊縮政策であり、オリンピックの経費の大半を拠出し、細かく管理するのは公であって、自由市場によって決定されない (Boykoff 2016 = 2018, 194-195)。また、オリンピックは完全に民営化されておらず、常にコストの大半を一般の人々が「税金」として支払っている。また、スポンサー企業は、将来にわたる契約という特権を持つだけであり、オリンピックへの参入は自由市場に任せられているわけではない。しかも、ボイコフが述べるように、オリンピック事業における公民連携は非常に複雑で、大勢の法律家を必要とするため、比較的小規模な企業は契約獲得競争から脱落し、そこに参入できるのは限られた大企業になってしまう (Boykoff 2016 = 2018, 199)。

つまり、ボイコフが指摘するオリンピックの公民連携とは、大企業の参入を進めるとは言いながらも、規制緩和ではなく、IOC による厳重な規則と規制体制の構築にある。むしろ、オリンピックは IOC によって規制が強化され、そのブランドイメージや価値を高め、商業化を進め、世界でも有数のグローバル企業のみをワールドワイドオリンピックパートナーとして承認する。たしかに、一見すると新自由主義的な手法によってマネジメントされているように思われるオリンピックではあるが、ボイコフによれば、IOC による厳重な規則と規制体制のもとで構築される公民連携でしかない。しかし、ボイコフはオリンピックをはじめとするメガイベント閉幕後の混乱を深刻なものにしていく惨事便乗型資本主義を招くメガイベントのマネジメントの構造を祝賀便乗型資本主義として描き出したのである。

ボイコフは最新刊に収録されたインタビューにおいて、「実際、資本主義と向き合わなければ、オリンピックを理解することは難しい。われわれは資本主義について議論すべきです。過去の開催都市における資本主義を分析し、その搾取に正面から立ち向かうべきです」(Boykoff 2020 =

2021, 230) と述べた⁽¹⁸⁾。本稿第1節において、ズボフの「監視資本主義」に注目したが、監視資本主義は、剰余価値を生み出す源泉を人間そのもの、つまり、人間の活動や体験の痕跡としての「個人情報」とし、新たな剰余価値を生み出すパターンとなった。同様に、ボイコフの祝賀便乗型資本主義も剰余価値を生み出すパターンのひとつでもある。つまり、監視資本主義や祝賀便乗型資本主義の登場とは、剰余価値を生み出すパターンを創出し続けないと、資本主義は持続することが出来ないということを意味している。まさに、レンスキーとボイコフの最新刊をふまえると、現代オリンピックは、資本主義が「延命」するために、剰余価値を生み出す新たなパターンを創出するプロジェクトに、これまで以上に強固に組み込まれているといえよう。それでは、次節において、この点について、フィッシャーの「資本主義リアリズム」という視座から検討を試みたい。

3 オリピックが生み出す「資本主義リアリズム」

—2020 東京オリンピックと新自由主義国家

本稿「はじめに」において、フィッシャーの資本主義リアリズムを「閉塞し危機的な社会状況にありながらも、私たちが生きる社会は、資本主義以外の道はないという世界観」と紹介した。それでは、オリンピックが私たちに示す資本主義リアリズムとは、どのようなものとなるのか。改めて、フィッシャーの資本主義リアリズムの定義を確認しておきたい。

フィッシャーは『資本主義リアリズム』の冒頭において、フレデリック・ジェイムソン (Frederic Jameson) とスラヴォイ・ジジエクのものとする「資本主義の終わりを想像するよりも、世界の終わりを想像することのほうがたやすい」という言葉を示し、この言葉こそが、彼が考える「資本主義リアリズム」の意味を的確に捉えたものと評している (Fisher 2009 = 2018, 10)。そして、フィッシャーはジェイムソンやジジエクの言葉をふまえ、資本主義リアリズムを以下のように定義する。

資本主義が唯一の存在可能な政治・経済的制度であるだけでなく、今やそれに対する論理一貫した代替物を想像することすら不可能だ、という意識がまん延した状態のことだ (Fisher 2009 = 2018, 10)。

また、フィッシャーが述べているように、資本主義リアリズムとは彼自身によるオリジナルな造語ではなく、かつての「社会主義リアリズム (旧社会主義国において公式とされた美術、音楽、文学などの表現方法、批評の指針)」をパロディー的に指すものとして使われてきた。さらに、フィッシャーは資本主義リアリズムを先の定義をふまえ、以下のように説明する。

私が考える資本主義リアリズムは、アートや広告における疑似プロパガンダ的な仕組みに限定されるものではない。それはむしろ広くしみわたる雰囲気のように、文化の生産だけでな

(18) インタビューはボイコフが来日した2019年7月に実施され、初出は『世界』(岩波書店、2020年2月号)である。

く、教育と労働の規制をも条件づけながら、思考と行動を制約する見えざる結界として働くものだ (Fisher 2009 = 2018, 48 圏点は原著者による)。

一見すると、厭世的で諦観を感じさせる資本主義リアリズムの定義ではあるが、フィッシャーが資本主義リアリズムという言葉で何を問おうとしているのか、その問いの核心部分を見たい。

先にも述べたように、フィッシャーはジェイムソンやジジェクの影響を受けている。なかでも、フィッシャーは、ジェイムソンがポストモダニズムを「後期資本主義の文化的論理」として捉え、ポストモダン文化とポスト・フォードイズム型資本主義との関係を模倣作りとリバイバル主義に支配されるようになったと喝破したことを評価している (Fisher 2009 = 2018, 22)。

しかし、フィッシャーは「ポストモダニズム」ではなく、「資本主義リアリズム」という視座から現状分析を試みる。フィッシャーはその理由をいくつか挙げているが、本稿では以下の理由に注目したい。

ジェイムソンがポストモダニズムの概念を最初に唱えた1980年代当時、資本主義に対する政治的オルタナティヴは、少なくとも名義上では、まだ存在していた。しかしながら、私たちがいま・ここで直面しているのは、より深刻で、よりまん延した無力感と文化・政治的な不毛さである (Fisher 2009 = 2018, 23)。

確認であるが、ここで指摘されている「資本主義に対する政治的オルタナティヴ」とは、1980年代当時に現存していた社会主義諸国、資本主義諸国における労働組合、福祉国家政策となろう。

しかし、フィッシャーが生まれ育ったイギリスにおいて、1979年にマーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) に率いられた保守党が労働党より政権を奪取し、新自由主義的な社会改革が断行された。サッチャーが進めた新自由主義的な社会改革——政府の市場への介入や過剰規制を抑制する規制緩和——とは、人々の国家と社会への依存を断ち切らせること、つまり、「自助努力・自己責任の徹底」であった。しかも、サッチャーはその実現のためには手段を選ぶことなく、「経済的に現実的ではない」との理由で、たとえば、炭鉱を閉鎖し、それに抵抗する労働組合を攻撃し、多くの労働者を解雇し、彼らを路頭に迷わせた。

つまり、サッチャーは、資本と国家を総動員して人々を攻撃し、人々に敗北感や諦観を与え続けながら、国家と社会への依存を断ち切ってきたのである。まさに、新自由主義的な社会改革によって、人々が味わった敗北感や諦観こそが、資本主義リアリズムの醸成の源泉となる。しかも、このような社会改革が「この道しかない (There is no alternative)」というスローガンを振りかざし、人々を窮地に追い込んだこともあり、フィッシャーはこのスローガンを「資本主義リアリズムを凝縮するもの」 (Fisher 2009 = 2018, 24) とみなしている。

しかし、2008年から2009年にかけての金融危機、いわゆる「リーマンショック」は、人々の怒りを呼び起こすとともに、人々にさらなる敗北感と諦観をもたらした。なぜなら、これまで国家を激しく攻撃し、国家による市場への介入を牽制してきた資本主義リアリズムを主唱する新自由主義者は、金融危機にさいして、金融制度の破綻を避けるべく、国家への援助を要請しただけでなく、

国家もその要請に対して公的資金を投入し、私企業である金融機関を倒産させることなく、助けてしまったからである。

これらの経過をふまえると、フィッシャーがジェイムソン流の「ポストモダン」ではなく、また、オリジナルな造語ではないにしても、「資本主義リアリズム」という言葉を使う理由が明確になってくる。つまり、フィッシャーは、「経済的に現実的ではない」という理由によって、人々に与えられた敗北感や諦観が生産され、再生産されるプロセスを明らかにすることに力を置いている。たしかに、2008年から2009年にかけての金融危機と金融機関に対する救済措置は、フィッシャーが述べるように、資本主義の終わりを示すどころか、むしろ、「この道しかない」という資本主義リアリズムの主張をより明確なものとした（Fisher 2009 = 2018, 192）。

しかし、フィッシャーは、この一件が1970年代以来、資本蓄積が隠れ蓑にしていたイデオロギー的枠組みとなった新自由主義への信用が失われたと述べ、資本主義リアリズムは必ずしも新自由主義である必然性はないと説く（Fisher 2009 = 2018, 192）。この点について、フィッシャーは以下のように述べる。

新自由主義は必然として資本主義リアリズムであったが、資本主義リアリズムは必ずしも新自由主義である必要がないことを、いまなら私たちは理解できる。自らを救うべく、資本主義は社会民主主義モデル、もしくは『トゥモロー・ワールド』⁽¹⁹⁾的な権威主義へ、その姿を変えることができるだろう。資本主義に対して一貫性、そして信用性のある代替案がない限り、資本主義リアリズムは私たちの政治経済的無意識を支配し続けるだろう（Fisher 2009 = 2018, 192）。

たしかに、フィッシャーが指摘したように、金融危機を機に新自由主義への信用は揺らいだといえよう。まさに、2009年に出版された『資本主義リアリズム』は、金融危機と金融機関に対する国家による救済措置を目の当たりにしたフィッシャーが、「資本主義リアリズムは必ずしも新自由主義である必要がない」と指摘し、新たな社会構想に向けた様々な戦略の必要性を説いたのである。

しかし、金融危機から10年以上が経過した現在、フィッシャーが指摘した『トゥモロー・ワールド』的な権威主義が世界中で席捲し、それが資本主義リアリズムとして受け入れられているとはいえないだろうか。つまり、対テロ戦争を口実に民主主義が停止され、国家が選んだ指導者によって統治されるという『トゥモロー・ワールド』の原作のモチーフのように、COVID-19の感染拡大を機に、例外状態を設定し、民主主義への制限をかけつつも、資本の活動を優先的に保護する権威主義的な新自由主義国家が姿を現している。

また、拙稿（市井 2020c）でも指摘したが、COVID-19の感染拡大と関連づけてニュー・ノーマルという言葉がもてはやされ、COVID-19の感染拡大が収束した後の社会構想のキーワードになっている。しかし、ニュー・ノーマルが「これまでに経験したことがない異常な事態」という点が過

(19) 『トゥモロー・ワールド』は、2006年に公開されたイギリスとアメリカ合作の映画で、原作はP.D. ジェイムズのディストピア小説『人類の子供たち』である。

度に強調され、ニュー・ノーマルと例外状態がほぼ同等に扱われると、強権発動的な政治的な介入がなされる危険性が生じかねない。つまり、ニュー・ノーマルの強調は、ともすれば権威主義的な支配や「ショック・ドクトリン」を正当化することにもなりかねない。

残念ながら、拙稿で指摘した懸念は、いまや現実のものとなりかけている。つまり、本稿でも繰り返し述べたように、COVID-19の感染拡大が収束する気配がみられないにもかかわらず、延期された2020東京オリンピックを開催しようという動きが加速し、あたかも、オリンピックの開催をCOVID-19の感染拡大収束後の社会構想に向けた「ショック・ドクトリン」(Klein 2007 = 2011)と位置づけているかのようである。周知のように、COVID-19の感染拡大を理由に、2020東京オリンピックの1年ほどの延期が決定してから、現在までに、3回にわたる緊急事態宣言がまん延防止措置と絡めながら発出された。また、本稿第1節で分析した「新たな生活様式」も1年前に提示され、COVID-19の感染拡大防止の観点から、未だにその徹底が求められている。まさに、このような状態こそ「例外状態の常態化」にはかならない。しかも、例外状態を設定し、維持するうえで、国家は強力な権限を持ち、国民に対する権威主義的な性格を全面に出してきている。同時に、国家は資本の活動、さらには、IOCを筆頭とするオリンピック産業の活動を保護してきた。つまり、例外状態の常態化とは、時間として計られる長短——たとえば、都市封鎖の期間が半年なのか、1年なのか——が問題なのではなく、私たち生活者の権利がどの程度制限されているかを問題としなければならない。それでは、この点について、ボイコフの祝賀便乗型資本主義の着想の源泉となったクラインの「惨事便乗型資本主義」という概念と彼女による例外状態の用い方を確認しておきたい。

クラインは、惨事便乗型資本主義を「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場化のチャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がるような襲撃行為」(Klein 2007 = 2011)と定義している。さらに、整理するならば、「壊滅的な出来事」とは、武力紛争、クーデター、自然災害、財政破綻であり、これらによって国家が惨事に晒されたとき、既存制度が破壊された空白——「例外状態 (state of exception)」——について、国家権力の庇護のもとで、新自由主義的な制度改革が一気に進められる状況を惨事便乗型資本主義と称す。また、この点は、ハーヴェイが『新自由主義』(2005 = 2007)において述べたように、政府の役割を企業の役割に移行させる、つまり、強い国家による競争の秩序の構築、つまり、規制撤廃を掲げるとともに、国家自体の市場化を徹底することにある。

拙稿(市井2020b)でも確認したように、例外状態とは、新自由主義的な政策を展開するうえで直面するフリードリヒ・ハイエク(Friedrich August von Hayek)が直面した難問、つまり、法の支配と民主主義(政治的自由)との対立の解消/回避/取り込みがなされる場面である。若森章孝が指摘しているように、新自由主義が説く法の支配は、潜在的あるいは暗黙のうちに「例外状態」を想定し、民主主義を排除する権威主義によって法の支配と市場経済秩序を守る、という論理を含んでいる(若森:2013, 82)。やはり、ここで考えておかなければならないことは、法の支配の主体は誰であり、また、法の支配と市場経済秩序を守る主体は誰なのかという点である。つまり、ここで言われている主体こそが国家であり、新自由主義的な資本主義を展開するには、国家の介入を欠かすことは出来ず、その介入は資本の活動の保護を優先することを是とし、そのためには人々の

権利を抑圧することも厭わない権威主義的な新自由主義国家となる。それゆえに、クラインは、惨事によって生み出された例外状態のもと、民主主義を排除する権威主義によって法の支配と市場経済秩序を守る様々な試みを分析し、そこに資本主義の矛盾を見出し、惨事便乗型資本主義が向かう先をミルトン・フリードマン (Milton Friedman) が主張する強制や規制のない企業にとって理想的な純粋資本主義とみなしている。

しかし、ボイコフは祝賀便乗型資本主義を先に検討したフリードマンに代表される純粋資本主義を目指すものではないと述べている (Boykoff 2016 = 2018, 198)。その理由は、本稿第2節で確認したが、手短にまとめると、ボイコフは、オリンピックをIOCによってコントロールされた制約が多く、大企業が優遇され、参入を試みる企業にとって不自由な市場と捉えているからである。この点は、本稿でも考察したボイコフの最新刊においても変化はない。

ただ、改めて、強調しておきたいのだが、拙稿 (市井 2020b) で述べたように、オリンピックという祝賀が生み出す例外状態のもとで進められる祝賀便乗型資本主義は、国家介入を基本とする新自由主義的な統治と同様に、民主主義を排除する権威主義によって法の支配と市場経済秩序を守ることである。また、大屋定晴は「おそらく、ボイコフは新自由主義を、市場原理主義的な『思想』と同一視しているのだろう」(大屋 2020, 153) と控えめな表現ではあるが、ボイコフの理論的な弱点を的確に指摘している。さらに、大屋の指摘を紹介するならば、祝賀便乗型資本主義とは、ボイコフの主張に反して、資本の論理、つまり、「略奪による蓄積」を前提にした新自由主義国家の一形態なのである (大屋 2020, 153)。

やはり、大屋が指摘するように、「例外状態」という国家主権の直接的行使の局面が、祝賀便乗型資本主義でも、惨事便乗型資本主義でも前景化し、「略奪による蓄積」が展開するのである (大屋 2020, 153)。本稿でも紹介したように、2021年に入ってからIOCの発言が国民の気分感情を逆なでする機会が増えるとともに、メディア報道において、COVID-19の感染拡大の状況を無視して、強引に開催にこぎつけようとするIOCのやり方を「主権を侵害している」という批判が散見されるようになった⁽²⁰⁾。たしかに、そのような批判も、わからないわけではない。しかし、先の大屋の指摘をふまえるならば、単にIOCが主権を侵害しているのではなく、国家、つまり、日本政府が延期された2020東京オリンピック開催に向けて、国家主権の直接的行使として例外状態を設定し、そのもとで緊急事態宣言を発出し、新しい生活様式を提案し、IOCを頂点とするオリンピック産業の経済活動をサポートしているという見方も成立するのではないだろうか⁽²¹⁾。

(20) 毎日新聞「『命より五輪、日本はIOCの植民地か』志位氏、幹部発言を批判」(<https://mainichi.jp/articles/20210527/k00/00m/010/186000c>, 最終閲覧日 2021年5月31日)。

(21) たしかに、欧米の都市封鎖等を率いてきた各国のリーダーたちに比べたら、日本のリーダーは決断力を発揮せず、パフォーマンスの弱さが目立ったかもしれない。しかし、そこが問題ではなく、のりくりりしていたとしても、日本のリーダーは肝心な部分、つまり、例外状態という国家主権の直接的行使の局面を手中に収めていたとみてもいいだろう。たとえば、COVID-19の感染拡大の対応に追われるなかでも、憲法改正に向けた国民投票法の議論が進められていたことは、忘れてはならないだろう (時事ドットコムニュース「菅首相消極的、しばむ改憲機運 コロナ影響、国民投票法は進展」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021050200210&g=pol>, 最終閲覧日 2021年5月31日)。

たしかに、フィッシャーが指摘したように、資本主義リアリズムは、必ずしも新自由主義である必然性はない。しかし、延期された2020東京オリンピックの開催に向けた動きが進むなか、権威主義的な新自由主義国家が資本主義リアリズムとなった。このような変化が私たちにどのような影響をもたらすのか、今後、検討を試みる必要があるだろう。

まとめにかえて

毎日新聞の報道によると、2021年5月21日、IOCのジョン・コーツ副会長は、東京オリンピック・パラリンピックを緊急事態宣言下でも開催する考えを示した⁽²²⁾。大会の準備状況を監督するため、5月19日から3日間の日程で開催された調整委員会後の記者会見で、コーツ副会長は「感染対策を講じることで宣言下であっても安全安心な大会が実施される」と述べた。また、同記事において、東京オリパラ組織委員会の橋本聖子委員長は、大会関係者数の削減の徹底、行動管理・健康管理の徹底、医療体制の見直しの徹底を図る「3徹」を推進するとの方針を表明した⁽²³⁾。

その一方で、同記事において、専門家らで構成する政府の基本的対処方針分科会の舘田一博東邦大教授が個人的な見解として「東京で緊急事態宣言が出されている状況で五輪ができるとは思わないし、やってはいけないというのがみんなのコンセンサス」と述べたことが紹介されている。この舘田のコメントへのIOCとステイクホルダーの受け止めが、先に紹介したコーツ副会長や橋本委員長の発言であることを、私たちは注視する必要があるだろう。つまり、2020東京オリンピックは、世界中の市井の人々、アスリートの不安へのケアや具体的な対策を不十分にしたまま、開催されようとしている。

これを機に、2020年9月8日にBBCで報道されたコーツ副会長とステイクホルダーのコメントを確認しておきたい⁽²⁴⁾。仏AFP通信の取材に対して、コーツ副会長は「東京五輪は来年7月23日に開幕」と明言し、大会組織委員会の武藤敏郎事務総長は「ワクチンが準備できれば助かる。しかし、ワクチンなしで開催できないわけではない。必要条件ではない」と述べた。不覚にも感心してしまうのだが、2020年9月の発言と2021年5月の発言には、全くブレがない。ただ、この2つの発言を結びつけると、COVID-19の感染状況がどうであれ、ワクチン接種状況が改善されるか否かにかかわらず、IOCとステイクホルダーたちは、早い段階から2020東京オリンピックを2021年7月23日に開催するというを既定路線としてきたのではないだろうか。

もし、そうだとするならば、延期決定からの1年間、私たちが強いられた生活、私たちに求められた生のあり方とはいったいなんであったのだろうか。しかし、このような怒りと脱力感に追い打

(22) 毎日新聞「『緊急事態宣言下でも東京五輪を開催』IOCコーツ副会長が表明」(https://mainichi.jp/articles/20210521/k00/00m/050/342000c?fbclid=IwAR2DPF0yjd5nrYTATF7a2aUNj3zPOAWjVI_3HTPNHVHZzcuoTXVWPphGUM8, 最終閲覧日 2021年5月31日)。

(23) 医療体制について、現時点で1日当たりの医師は最大230人、看護師は最大310人と想定し、その確保について、橋本氏は「全体の8割程度について見通しが立っている」とした。各国・地域の選手団などに実施する検査について橋本氏は「1日最大5～6万件程度を想定している」と明らかにした。

(24) BBCNEWS JAPAN「東京五輪、『新型コロナウイルスに関係なく』開催 IOC副会長が表明」(<https://www.bbc.com/japanese/54066904> 最終閲覧日 2021年5月31日)。

ちをかけるような、驚愕の報道がなされた。

2021年5月29日のスポニチアネックスの報道によると、IOCが東京オリンピックへの参加選手に対し、新型コロナウイルスや猛暑による「健康被害」のリスクは自己責任とする同意書の提出を義務付けていることを報じた⁽²⁵⁾。また、同記事にはIOCのハダッド最高執行責任者が「どの政府も保健当局も感染症について保証はできない。我々全員が負うべきリスク」という発言が紹介された。つまり、感染リスクへの対応や感染した場合の対処や結果——最悪の結果は死亡である——は、選手の自己責任となる。なお、同記事は「『安全・安心な大会』をアピールする一方で、死亡リスクは自己責任とする姿勢は、アスリートたちの東京五輪への参加方針にも影響を与えかねない」と結ばれている。

まさに、IOCがアスリートに先のような同意書の提出を求めたことは、オリンピックのためにアスリートを「捨て駒」としたのも同然の振舞いである⁽²⁶⁾。しかも、このようなIOCのスタンスは、現代オリンピックが資本主義を「延命」させるための新たな剰余価値を生み出すパターンを創出するプロジェクトそのものになったと捉えてもかまわないだろう。その理由は、レンスキーが最新刊で反オリンピック運動に携わる人々に向けて「思い出してほしい」と呼びかけた発言——問題発言ではあるが、核心をついている——である。その発言とは、前アトランタ市長でありアトランタオリンピック組織委員会のメンバーであったアンドリュー・ヤング（Andrew Young）がオリンピック・プロジェクトを「福祉事業でなくビジネスベンチャー」というものである（Lenskyj 2020 = 2021, 210）。

もう多言はすまい。ただ、フィッシャーが「資本主義リアリズム」を提示するうえで参考にしたジジェクやジェイムソンに倣い、「オリンピックの終わりを想像するよりも、世界の終わりを想像することのほうがたやすい」と言ってしまったら、言いすぎであろうか。

（いちい・よしふさ 立命館大学産業社会学部教授）

【参考文献】

アガンベン、ジョルジュ、高桑和已訳（2020a）「エピデミックの発明」『現代思想』48（7）、14-17

——（2020b）「説明」『現代思想』48（7）、20-21

天野恵一・鶴飼哲編（2019）『で、オリンピックやめませんか？』亜紀書房

Andrews, David L. (2019) *Making Sport Great Again: The Uber-Sport Assemblage, Neoliberalism, and the Trump Conjuncture*, Palgrave Pivot.

(25) スポニチアネックス「IOC 五輪選手らに『コロナで死亡は自己責任』同意書義務付け、唐突ぶりに不満噴出」（<https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2021/05/29/kiji/20210529s00048000135000c.html>、最終閲覧日 2021年5月31日）。たしかに、記事にも紹介されているが、新型インフルエンザが流行した2010年に開催されたバンクーバー冬季オリンピックでは、自己責任での参加に同意が求められた。しかし、直近の夏冬6大会については、2016年のリオデジャネイロ夏季オリンピックではジカ熱が流行し、2018年の平昌冬季オリンピックでも新型インフルエンザが流行していたが、「健康被害」「死亡」が記載された同意書はなかった。

(26) 2021年5月27日、時事通信社は東京オリパラ組織委員会の武藤事務総長が「医療やコロナ感染の観点はあるが、日本経済全体を考えれば、五輪を開催する方がはるかに経済効果があると思う」と報じた（時事通信社「中止より『経済効果ある』五輪開催へ組織委の武藤事務総長」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021052700917&g=spo&fbclid=IwAR1l-0CDJDCvKz5FB8HKw95-5YZf0xTsr1Rbidg4ciwxMpcpWsf6TaQKGo>、最終閲覧日 2021年5月31日）。武藤事務総長の発言は、IOCの同意書要求と根本的に同じ発想といえよう。

- Bajc, Vida (ed.) (2015) *Surveilling and Securing the Olympics: From Tokyo 1964 to London 2012 and Beyond*, Palgrave Macmillan.
- Boykoff, Jules (2014a) *Celebration Capitalism and the Olympic Games*, Routledge.
- (2014b) *Activism and the Olympics: Dissent at the Games in Vancouver and London*, Rutgers University Press.
- (2016) *Power Games: A Political History of the Olympics*, Verso Books (= 中島由華訳 (2018) 『オリンピック秘史——120年の覇権と利権』早川書房).
- (2020) *Nolympians: Inside the Fight Against Capitalist Mega-Sports in Los Angeles, Tokyo & Beyond*, Fernwood Pub Co Ltd (= 井谷聡子・鶴飼哲・小笠原博毅 (監修) (2021) 『オリンピック 反対する側の論理——東京・パリ・ロスをつなぐ世界の反対運動』作品社).
- Chatziefstathiou, Dikaia and Ian P. Henry (2012) *Discourses of Olympism: From the Sorbonne 1894 to London 2012*, Palgrave Macmillan.
- Fisher, Mark (2009) *Capitalist Realism: Is there no Alternative?*, John Hunt Publishing (= モバスチャン・ブロイ・河南瑠莉訳 (2018) 『資本主義リアリズム』堀之内出版).
- Graeber, David (2019) *Bullshit Jobs: The Rise of Pointless Work, and What We Can Do About It*, Penguin (= 酒井隆史・芳賀達彦・森田和樹訳 (2020) 『ブルシット・ジョブ——クソどうでもいい仕事の理論』岩波書店).
- Hargreaves, Jennifer (1994) *Sporting Females: Critical Issues in the History and Sociology of Women's Sport*, Routledge.
- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford: Oxford University Press (= 森田成也他訳 (2007) 『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社).
- 日高六郎・佐藤毅編 (1964) 『につぼん診断』三一書房
- Ichii, Yoshifusa (2019) "Creative Reconstruction" and the 2020 Tokyo Olympic Games: How Does the 2020 Tokyo Olympic Games Influence Japan's Neoliberal Social Reform?, *International Journal of Japanese Sociology*, 28, 96-109.
- 市井吉興 (2003) 「情報化がもたらす『この国のかたち』」 碓井敏正編 『教育基本法「改正」批判——21世紀における教育理念の創造』文理閣
- (2020a) 「創造的復興と延期された2020東京オリンピック——パンデミック下で進行する憲法改正の『正当化』」 総合社会福祉研究所 『月刊 福祉のひろば 6月号』, 42-47
- (2020b) 「第6章『創造的復興』と2020東京オリンピック——惨事と祝賀が生み出す例外状態と正統化のポリティクス」 棚山研・市井吉興・山下高行編 『変容するスポーツ政策と対抗点——新自由主義国家とスポーツ』 創文企画
- (2020c) 「『創造的復興』と延期された2020東京オリンピック——例外状態・ニュー・ノーマル・ライフスタイルスポーツ」 大原社会問題研究所 『大原社会問題研究所雑誌』 742, 67-83
- 井谷聡子 (2018) 「スポーツ・メガイベントの政治とジェンダー研究の視界」 日本スポーツとジェンダー学会 『スポーツとジェンダー研究』 17, 47-56
- (2021) 「ジュールズ・ボイコフと批判的オリンピック研究」 (Boykoff, Jules (2020) *Nolympians: Inside the Fight Against Capitalist Mega-Sports in Los Angeles, Tokyo & Beyond*, Fernwood Pub Co Ltd = 井谷聡子・鶴飼哲・小笠原博毅 (監修) (2021) 『オリンピック 反対する側の論理——東京・パリ・ロスをつなぐ世界の反対運動』 作品社)
- 勝俣誠 (2020) 「デジタル経済を現代社会の解釈のために読む——『監視資本主義の時代——新たなパワーのフロンティアの未来に向けての闘い』」 明治学院大学 『国際学研究』 57, 83-95
- Klein, Naomi (2007) *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, New York, Metropolitan Books / Henry Holt (= 幾島章子・村上由美子訳 (2011) 『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く(上・下)』 岩波書店)
- Lenskyj, Helen Jefferson (2000) *Inside the Olympic Industry: Power, Politics, and Activism*, State

- University of New York Press.
- (2002) *The Best Olympics Ever?: Social Impacts of Sydney 2000*, State University of New York Press.
- (2008) *Olympic Industry Resistance: Challenging Olympic Power and Propaganda*, SUNY Press.
- (2016) *Gender Politics and the Olympic Industry*, Palgrave.
- (2020) *The Olympic Games: A Critical Approach*, Emerald Group Pub Ltd (=井谷恵子・井谷聡子監訳 (2021)『オリンピックという名の虚構——政治・教育・ジェンダーの視点から』晃洋書房).
- ライアン, デイヴィッド, 田島泰彦・清水知子訳 (2004)『9・11 以後の監視——「監視社会」と「自由」』明石書房
- 美馬達哉 (2020)『感染症社会——アフターコロナの生政治』人文書院
- 森達也編 (2020)『定点観測——新型コロナウイルスと私たちの社会』論創社
- 仲正昌樹 (2020)「コロナ禍と哲学」森達也編『定点観測——新型コロナウイルスと私たちの社会』論創社
- 小笠原博毅・山本敦久編 (2016)『反東京オリンピック宣言』航思社
- 大門正克 (2009)『戦争と戦後を生きる 全集 日本の歴史 15』小学館
- 大澤真幸・國分功一郎 (2020)『コロナ時代の哲学——ポストコロナのディストピアを生き抜く』左右社
- 大塚英志 (2020)「感染拡大せず「日本スゴイ」……80年前と重なる嫌な流れ」(朝日新聞 <https://digital.asahi.com/articles/ASN6N54S3N6HUPQJ006.html>, 最終閲覧日 2021年5月31日)
- (2021)『「暮し」のファシズム——戦争は「新しい生活様式」の顔をしてやってきた』筑摩書房
- 大屋定晴 (2020)「惨事便乗型資本主義・祝賀資本主義・資本の論理」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』25, 128-164
- 坂上康博・高岡裕之編 (2009)『幻の東京オリンピックとその時代——戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社
- 竹内孝治 (2020)「1942年の「新しい生活様式」——大政翼賛会文化部編『新生活と住み方』を読む」(https://note.com/take_housing/n/nf5dfb874a284, 最終閲覧日 2021年5月31日).
- 棚山研・市井吉興・山下高行編 (2020)『変容するスポーツ政策と対抗点——新自由主義国家とスポーツ』創文企画
- 都筑真・浅野哲也・村井友樹・佐藤亮・大熊廣明 (2011)「戦時下における日本の厚生運動——厚生大会 (1938-1940) を中心として」『筑波大学体育科学系紀要』34, 27-43
- 友添秀則 [責任編集]・清水論 [編集] (2021)『現代スポーツ評論 44 特集 オリンピックの価値を問う』創文企画
- Tomlinson, Alan and Garry Whannel eds. (1984) *Five-ring Circus: Money, Power, and Politics at the Olympic Games*, Pluto Press (=阿里浩平訳 (1984)『ファイブ・リング・サーカス——オリンピックの脱構築』柘植書房新社).
- 若森章孝 (2013)『新自由主義・国家・フレキシキュリティの最前線——グローバル化時代の政治経済学』晃洋書房
- Zuboff, Shoshana (2019) *The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power*, Profile Books (=野中香方子訳 (2021)『監視資本主義——人類の未来を賭けた闘い』東洋経済新報社).